

後期高齢者医療制度がよくわかる出前講座実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住民（法人及び各種団体を含む。以下「住民等」という。）が主催する集会等に、埼玉県後期高齢者医療広域連合事務局職員（以下「職員」という。）が出向き、行政情報の提供や専門知識を生かした講座（以下「出前講座」という。）を実施することにより、後期高齢者医療制度に対する理解と関心を深めることを目的とする。

(対象)

第2条 出前講座は、概ね20名以上の集会等であって、営利を目的としないものとする。

(内容)

第3条 出前講座の内容は、後期高齢者医療制度に関するものとする。

(開催時間及び場所)

第4条 出前講座は、年末年始及び祝日を除く毎日開催するものとし、開催時間は、午前10時から午後7時までのうち、概ね2時間以内とする。ただし、広域連合長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

2 出前講座の開催場所は、埼玉県内に限るものとする。

3 出前講座に係る施設の使用及び運営については、出前講座を主催する者の責任においてこれを行うものとする。

(申し込み)

第5条 出前講座を受講しようとする団体の代表者（以下「申込者」という。）は、原則として集会等の開催しようとする日の14日前までに、後期高齢者医療出前講座申込書（別紙様式）により、埼玉県後期高齢者医療広域連合長（以下「広域連合長」という。）に申し込みを行うものとする。

(受講の制限)

第6条 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、出前講座の受講を許可しないものとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 特定の政治活動及び宗教活動に利用するおそれがあるとき。

(3) 前各号に定めるもののほか、この要綱の目的に著しく反していると認められるとき。

(変更等)

第7条 申込者は、開催日時、場所等の変更をするとき、又は出前講座を中止するときは、直ちに広域連合長に報告しなければならない。

(経費負担)

第8条 出前講座の開催場所の設営に要する費用及び有償の資料については申込者の負担とする。ただし、職員の出前講座への派遣に要する費用は、無償とする。

(庶務)

第9条 出前講座の庶務は、業務部保険料課において処理する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日より適用する